

七尾市 保育園入園のしおり

1. 保育園とは
2. 入園までの流れ
3. 入園基準
4. 教育・保育給付認定
5. 入園の申し込み方法
6. 入園後



1. 保育園とは

保育園は、保護者が仕事や病気などのため、「家庭において保育することができない児童」を児童福祉法に基づき、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

そのため、入園を希望する場合は、下記の入園基準を満たしている必要があります。

2. 入園までの流れ

入園基準を満たしているか確認



教育・保育給付認定申請書（兼）入園申込書の提出



申請内容により、市が教育・保育給付認定を決定、「支給認定証」を交付



契約・入園

※「支給認定証」の交付を受けていない児童は入園できません。

3. 入園基準

保護者（父・母ともに）が下記の事由に該当する場合には入園することができます。

事由により入園期間や通園時間が異なりますので、詳細は次項でご確認ください。

1	就労 ※	2	妊娠・出産	3	疾病・障害
4	親族の介護・看護	5	災害復旧	6	就学
7	育児休業 ※	8	求職活動 ※	9	その他

※ 1の就労（育児休業からの復職）による入園は原則復職日の2週間前からです。

※ 7の育児休業については、新規での入園はできません。

継続して入園している児童が対象です。

出産後に育児休業を取得する場合は、自宅でも保育ができますが、児童福祉法の観点（子どもの環境の変化を防ぐため）から、「引き続き入園していることが必要」と認められるためです。

※ 8の求職活動については、「継続して求職活動をすること」が前提となります。

4. 教育・保育給付認定

「教育・保育給付認定申請書（兼）入園申込書」と「入園事由を証明する必要書類」を提出してください。提出書類をもとに認定を決定します。

（１）認定区分

認定区分は、年齢により区分されます。

年齢	区分
満3歳以上	2号認定
満3歳未満	3号認定



（２）認定期間と保育の必要量

事由により、認定期間（通園できる期間）と保育必要量（通園時間）が下記のとおり異なります。なお、認定期間や保育の必要量は2・3号認定ともに共通です。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労相当）	1日最大11時間
保育短時間（パートタイム相当）	1日最大8時間

※就労時間の下限は、七尾市の場合1ヶ月あたり48時間です。

	事由	認定期間	必要書類	保育必要量	
				標準時間	短時間
1	就労	就労期間内	就労証明書または自営就労申立書	○	○
2	妊娠・出産	出産予定月とその前後2か月の計5か月	母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し	○	—
3	疾病・障害	診断書等に記載されている期間	診断書や障害者手帳等の写し	○	○
4	親族の看護や介護	診断書等に記載されている期間	診断書や介護保険証等の写し	○	○
5	災害復旧	※	罹災証明書	○	—
6	就学	在学期間	在学証明書等と時間割	○	○
7	育児休業	育児休業期間	育児休業の証明書	—	○
8	求職活動	3か月間	求職中の入園申込誓約書 求職活動支援機関等利用証明書	—	○
9	その他	※	※	※	※

※については、事前に子育て支援課までご相談ください。

5. 入園の申し込み方法

(1) 令和2年4月1日入園申し込み

<申込期間> 令和元年12月2日(月)～令和2年1月31日(金)

<申込先> 各保育園または子育て支援課

<提出書類> 教育・保育給付認定申請書(兼)入園申込書

+

認定に必要な添付書類

※申込期間終了後、入園の必要性や変更が生じた場合は子育て支援課へご相談ください。

(2) 年度途中の入園申し込み

<申込期間> 入園希望日の10日前まで

<申込先> 各保育園または子育て支援課

<提出書類> 教育・保育給付認定申請書(兼)入園申込書

+

認定に必要な添付書類

(3) 市内に住所を有する方で市外の保育園へ入園を希望する場合

<申込期間> 園が所在する自治体により期間が異なります。

※入園は月初日、退園は月末となります

<申込先> 子育て支援課

<提出書類> 教育・保育給付認定申請書(兼)入園申込書

+

認定に必要な添付書類

(4) 市外へ転出予定の方で、転出先の保育園へ入園を希望する場合

転出先の市町村へ必要書類、申込締切日等をご確認下さい。

(5) 市外から転入予定の方で、市内の保育園へ入園を希望する場合

<申込期間> 入園希望日の10日前まで

<申込先> 各保育園または子育て支援課

<提出書類> 教育・保育給付認定申請書(兼)入園申込書

+

認定に必要な添付書類



申請の際は、マイナンバーの記載及び提示、申請をする保護者の本人確認(免許書など顔写真が写ったもの)が必要です。

<提示対象>

- ・入園する児童
- ・保護者(父、母)

6. 入園後

認定内容に変更があった場合は、必ず変更申請を行ってください

(1) 認定事由に変更が生じた場合

- <申請期間> 変更希望日の10日前まで
<申請先> 各保育園または子育て支援課
<提出書類> 教育・保育給付認定変更申請書
＋
認定に必要な添付書類

(例) 就労で入園しているが、産休に入る場合は、「就労」から「妊娠・出産」
育児休業となった場合は、「妊娠・出産」から「育児休業」
育児休業からの復職は、「育児休業」から「就労」
求職していたが就労先が決まった場合は、「求職」から「就労」など
※事由が変更となった場合は、事由に応じた保育必要量となります。

(2) 保育必要量に変更が生じた場合

- <申請期間> 変更希望日の10日前まで
<申請先> 各保育園または子育て支援課
<提出書類> 教育・保育給付認定変更申請書
＋
認定に必要な添付書類

(例) 保育短時間だったが、就労時間が長くなり、保育標準時間が必要となった場合

(3) 留意点

- ・保護者の就労状況等に客観的な変化があり、変更が必要な場合に行ってください。
変更が不要と判断された場合は、変更を認めない場合もあります。
- ・「求職活動」で入園している場合で、3か月以内に就労できなかった場合は、変更申請ではなく、認定期間が終了となるため、新規申請となります。なお、継続的に求職活動をしていることがわかる書類として「求職活動状況報告書」の提出も必要です。



【お問い合わせ先】

〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階
七尾市健康福祉部 子育て支援課 保育支援グループ
☎ 0767-53-8419